

会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 令和元年6月17日(月) 開会 午前10時00分

閉会 午前11時12分

出席者 委 員 委員長 福 田 裕 司

福 富 善 明 入 野 登志子 永 田 武 志

関 口 孫一郎 針 谷 正 夫 大阿久 岩 人

天 谷 浩 明

傍 聴 者 森 戸 雅 孝 浅 野 貴 之 川 上 均

大 浦 兼 政 古 沢 ちい子 大 谷 好 一

坂 東 一 敏 茂 呂 健 市 内 海まさかず

小久保 かおる 針 谷 育 造 氏 家 晃

千 葉 正 弘 白 石 幹 男 小 堀 良 江

梅 澤 米 満 中 島 克 訓

事務局職員 事務局長 神 永 和 俊 議事課長 癸生川 亘

副 主 幹 岩 崎 和 隆 主 査 岩 川 成 生

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総合政策部長	小保方	昭洋
総務部長	高崎	尚之
危機管理監	福田	栄治
財務部長	榎本	佳和
消防長	石田	栄
選挙管理委員会事務局長	天海	俊充
総合政策副部長兼 総合政策課長	増山	昌章
蔵の街課長	中田	芳明
遊水地課長	田中	正和
スポーツ連携室長	茂呂	一則
職員課長	瀬下	昌宏
情報システム課長	須見	誠
危機管理課長	糸井	孝王
財政課長	寺内	秀行
市民税課長	野中	守
資産税課長	茂木	隆
消防総務課長	上岡	健司
消防総務課主幹	小川	信幸
警防課長	鈴木	宏之
選挙管理委員会事務局次長	石川	徳和

令和元年第3回栃木市議会定例会

総務常任委員会議事日程

- 令和元年6月17日 午前10時開議 全員協議会室
- 日程第1 議案第54号 栃木市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第55号 栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第62号 栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第65号 財産の取得について
- 日程第5 議案第66号 財産の取得について
- 日程第6 議案第67号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第7 議案第50号 令和元年度栃木市一般会計補正予算（第3号）（所管関係部分）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（福田裕司君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（福田裕司君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（福田裕司君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第54号 栃木市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
当局から説明を求めます。

野中市民税課長。

○市民税課長（野中 守君） 皆さん、おはようございます。本日は、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまご上程をいただきました議案第54号 栃木市税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は23ページから32ページ、議案説明書は2ページから19ページとなります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、議案説明書の2ページをごらんください。

まず、提案理由であります。地方税法の一部改正及び栃木市北部健康福祉センターの設置に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市税条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするというものであります。

改正の概要につきましては、記載のとおりであり、詳細につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

では、改正の内容につきまして新旧対照表によりご説明させていただきますので、4ページ、5ページをごらんいただきたいと思います。左のページが現行、右のページが改正案となります。改正案第36条の2につきましては、市民税の申告について、年末調整の適用を受けた納税義務者が申

告書を提出するときは、規則で定める申告書記載事項とすることができる規定を整備するというものであります。

第36条の3の2及び第36条の3の3につきましては、単身児童扶養者について、単身児童扶養者に該当する旨を記載した扶養親族等申告書を給与支払い者、または公的年金等支払い者を通して市長に提出する規定を整備するというものであります。

続きまして、6、7ページをごらんください。下のほうです。下段になりますけれども、第36条の4につきましては、不申告に関する過料について引用する条項の整理を行うものであります。

一番下、第142条につきましては、市民の福祉の増進を図るため、入湯税を課さないものに市が設置する施設に入湯するものを加えるというものであります。

次に、8、9ページをごらんください。ここからは附則の改正となります。附則第15条の2につきましては、環境性能割の非課税について、令和元年10月1日から令和2年9月30日までに取得した税率1%が適用される軽自動車については、環境性能割を臨時的に非課税とすることを定めるものであります。

附則第15条の2の2につきましては、環境性能割の賦課徴収の特例について、燃費不正など、環境性能割の適用が変わり、税額に不足が生じた場合、納付不足額の10%割り増しした額を納付することについて定めるものであります。

続きまして、10、11ページをごらんください。附則第15条の2の3及び附則第15条の2の4につきましては、附則第15条の2が新設されたことに伴う条ずれであります。

附則第15条の3の2につきましては、附則第15条の2の4の条ずれに伴い、引用条項の整理を行うものであります。

附則第15条の6につきましては、環境性能割の税率の特例について、令和元年10月1日から令和2年9月30日までに取得した税率2%が適用される車両については、環境性能割を臨時的に1%軽減することを定めるものであります。

附則第16条につきましては、種別割の税率の特例について、令和2年度分及び令和3年度分のグリーン化特例にかかわる規定を新設するというものであります。

次に、14、15ページをごらんいただきたいと思います。附則第16条の2につきましては、種別割の賦課徴収の特例について、燃費不正などにより種別割のグリーン化特例の適用が変わり、税額に不足が生じた場合、納付不足額の10%を割り増しした額を納付することについて定めるものであります。

次に、16、17ページをごらんください。第2条関係となりますが、第24条につきましては、市民税を課さないものに「単身児童扶養者」を加えるというものであります。

附則第16条につきましては、種別割の税率の特例について、令和4年度、令和5年度分の種別割のグリーン化特例の対象を電気自動車等に限る規定を新設するものであります。

附則第16条の2につきましては、附則第16条第5項が新設されたことに伴い、引用する条項を整理するものであります。

新旧対照表での説明は以上であります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、議案書の23ページをごらんいただきたいと思っております。こちらは制定文となります。

次に、24ページになりますが、条例の改正文となりますが、内容につきましては、先ほど新旧対照表によりご説明させていただきましたので、附則についてご説明をさせていただきます。

ページが飛びまして、30ページのほうをごらんください。下段にあります、附則第1条の施行期日ではありますが、この条例は令和元年10月1日から施行するというものであります。ただし、次の第1号から第4号につきましては、当該各号に定める日から、それぞれ施行するというものであります。

次に、31ページをごらんください。第2条以降につきましては、それぞれの経過措置を規定するものであり、所要の経過措置を設けた上で施行するものであります。

以上が、このたびの条例改正の主な内容でございます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

入野委員。

○委員（入野登志子君） よろしくお願いいいたします。議案説明書のほうで、今聞かせていただいた中で、5ページのところの現行と改正案のところ、真ん中あたりでしたか、扶養親族申告書、今度改正のほうは扶養親族等と入ってくるのですけれども、この違いを教えてくださいたいと思っております。

○委員長（福田裕司君） 野中市民税課長。

○市民税課長（野中 守君） 今の扶養親族等ということでもありますけれども、その後に単身児童扶養者という関係が出てきますが、この単身児童扶養者というのは、未婚の奥さんがいる方というか、正式に婚姻した人ではないというものでありますけれども、税法上はちゃんと婚姻届している方は税法上は寡婦という言い方をしていますが、それはさっきの24条のほうの、ちょっと関係するのですけれども、そういったものを非課税にしますということで、改正されると。その中で、今までは、その扶養親族というところに扶養親族しか入っていなかったのですが、要するにそれを入れるために「等」という言葉を設けたということでもあります。

以上です。

○委員長（福田裕司君） よろしいですか。

○委員（入野登志子君） はい。

○委員長（福田裕司君） ほかに。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 今の質問にちょっと関連するのですが、そうしますと、多分税収というのではないのですけれども、上がりというか、そういう面については、そんなに変わりがないのかなというふうに思うのですけれども、そこら辺の説明をお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 野中市民税課長。

○市民税課長（野中 守君） 先ほど言いましたように非課税の範囲が伸びることなので、その人の分の課税された分がなくなるということになりますので、確かにその分につきましては、非課税範囲が広がる分だけ減税というか、収入は下がるということは、そういうことになります。ただ、人数的には、ちょっと詳しくは計算していないのですが、そんなにですね、要するに何百万とか、そういう単位では予想はしていません。

以上です。

○委員長（福田裕司君） よろしいですか。

○委員（天谷浩明君） はい。

○委員長（福田裕司君） ほかに。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第54号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第2、議案第55号 栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

茂木資産税課長。

○資産税課長（茂木 隆君） よろしくお願ひいたします。

ただいまご上程をいただきました議案第55号 栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は33ページから35ページ、議案説明書は20ページから23ページであります。初めに、議案説明書を使って説明させていただきます。恐れ入りますが、議案説明書の20ページをごらんください。

議案第55号 栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由であります。地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市都市計画税条例の一部を改正することにつきまして議会の議決を求めるものであります。

改正の概要といたしましては、附則の関係箇所の引用条項を改めることとあります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、改正内容につきましては、新旧対照表を使って説明をさせていただきます。恐れ入りますが、22ページ、23ページをごらんください。22ページの附則第5項から第8項及び第19項につきましては、法附則に第17項などが追加となった関係で、18項以下の項にずれが生じたことにより、引用条項を整理するというものであります。

以上が、新旧対照表による説明であります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書33ページをごらんください。こちらの内容につきましては、先ほど新旧対照表により説明をさせていただきましたので、附則について説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、34ページをごらんください。下から4行目、附則第1項は、この条例は、公布の日から施行するというものであります。

附則の第2項は、経過措置を規定するものでありまして、所要の経過措置を設けた上で施行するというものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第55号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第3、議案第62号 栃木市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

石川選挙管理委員会事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長（石川徳和君） ただいまご上程をいただきました議案第62号 栃木市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案書は58ページから60ページ、議案説明書は68ページから71ページでございます。初めに、議案説明書からご説明を申し上げますので、議案説明書の68ページをごらんください。

提案理由でございますが、上位法であります、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に準じまして、選挙に係る特別職の職員の報酬の額を改正するため、栃木市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書の59ページ、60ページをお開きください。条例の一部を改正する条例の制定文でございますが、別表中の報酬の額を改めるものでございまして、施行期日は公布の日から施行するというものでございます。

改正の概要及び改正の詳細につきましては、議案説明書でご説明いたしますので、議案説明書の68ページをごらんください。改正の概要につきましては、投票管理者、期日前投票管理者、開票管理者、投票立会人、期日前投票立会人、開票立会人等の報酬の額を改正するものでございます。

改正の詳細につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、70ページ、71ページをごらんください。70ページが現行、71ページが改正案でございます。別表中、中段の投票所の投票管理者から選挙立会人の報酬の額をそれぞれ日額200円から100円増額するものでございます。

以上で栃木市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

針谷委員。

○委員（針谷正夫君） ご苦勞さまでございます。国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に準じとありますが、特別職、ここにある手当の値上げということですが、その出てきた背景について教えていただければと思います。

○委員長（福田裕司君） 石川事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長（石川徳和君） 基準額の改正及び選挙の執行状況を踏まえた規定の整備ということでございますが、参議院の通常選挙のある年の定例改正としまして、最近の物価の変動を踏まえ、投票所経費等の基準の額を改定するというところでございます。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） わかったと言えば、確かにこれは大変な仕事でして、私も前に1度やったことがあります。大変な仕事で、もっと値上げをしてもいいというふうな思いもありますが、そのことではなくて、今申しますのは、諸物価の値上がりとか、なり手が少ないとか、そういうふうなことには全く触れられていないわけでしょうか。一般質問でもどなたか触れましたけれども、そういうことが背景にあって、こういうことの値上げの話が出てきたのですよということではないわけでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 石川事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長（石川徳和君） 申しわけありません、説明が足りなくて。国のほうの背景なのですが、投票所の経費の基準額を改定するというところで、投票所及び開票所の事務を行うための整備等に関する、今、委員がおっしゃられたとおりの、そういったことも踏まえての緩和とか、物価変動とか、そういったものも全部含まれての改定ということでございます。

○委員長（福田裕司君） よろしいですか。

○委員（針谷正夫君） はい。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第62号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第62号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第4、議案第65号 財産の取得についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

小川消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（小川信幸君） ただいまご上程をいただきました議案第65号 財産の取得についてご説明申し上げます。

議案書は64ページ、議案説明書は75ページから76ページまででございます。初めに、議案説明書によりご説明申し上げますので、恐れ入りますが、議案説明書75ページをごらんください。

提案理由であります、栃木市消防団に配備中の消防ポンプ自動車2台が老朽化したため、消防ポンプ自動車2台を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

恐れ入りますが、議案書64ページをごらんください。財産の取得についてであります、1、財産の表示については、消防ポンプ自動車2台であります。

2、取得の方法につきましては、事前審査型条件つき一般競争入札であります。

3、取得予定価格につきましては、4,576万円であります。

4、相手先につきましては、小山市大字喜沢1394番地、合資会社渡辺商店、代表取締役渡辺圭一であります。

入札に参加した業者の数は3社、落札率は98.73%であります。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

関口委員。

○委員（関口孫一郎君） おはようございます。

消防ポンプ車の購入ということなのですが、毎年6月定例会には消防団配備のポンプ車の購入ということが議案として出ております。消防団の保有車両からしてしょうがないのかなという感じはするのですが、実は昨年6月の定例会でも消防団の消防車両が老朽化したということで、2台購入するという議案が提出されました。

今回は、取得予定価格が4,576万円ということなのですが、昨年上程されたのが3,002万4,000円ということなのです。この価格の差、約1,500万円、差があります。これは装備の内容とか、そういった部分もあろうかと思いますが、その辺の説明をお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 小川消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（小川信幸君） 先ほど委員もおっしゃられましたとおり装備等もございますが、今回購入いたします消防自動車は、車種、構造、艤装など、種類が以前のものと異なり、3.5トン未満の車両ということで、国内でもつくれるメーカーが少ないために価格競争がされていないための値上げだと考えられます。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 国内でも、なかなか3.5トン未満で、そういう車両だということなのですが、それではこれから老朽化した消防団の車両入れかえの際は、やはりこういった車両を導入していく予定ですか。

○委員長（福田裕司君） 小川消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（小川信幸君） 昨年度の、この6月の常任委員会のとときに要望もございましたとおり、3.5トンの普通免許で乗れる消防車両を購入していきたいと考えております。

○委員長（福田裕司君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） そうしますと、やはり価格的には、このような価格帯に、艤装とか、そういった部分でいきますとなくなっていくのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 小川消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（小川信幸君） 今後このような車がつくれるメーカーが出てくれば、価格は下がると思うのですが、メーカーが出てこない場合であれば、この価格が基準になるのかと思われます。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） 今メーカーとおっしゃったのですけれども、今回買う相手が合資会社の渡辺商店という形ですよね。前回もここだったと思うのですけれども、メーカーとおっしゃいますと、どこのメーカーがあるのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 小川消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（小川信幸君） メーカーにあっては、株式会社モリタという消防の日本最大級のメーカーでございます。

○委員長（福田裕司君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） 前回もちよっと聞かせていただいたのですけれども、この取得方法で、条件つきという形であるのですけれども、この条件というのは、どのような条件だったのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 高崎総務部長。

○総務部長（高崎尚之君） 入札関係の事務を担っている関係で、私のほうから、その条件等について説明をさせていただきます。

条件としては、まず入札参加資格者名簿に、まずは登録があるかどうか。そして、自治法等に規定されている契約を締結する能力があるかどうか。そのほかに例えばですが、消防車両販売という栃木市の登録の種別があるわけですが、そこに登録があるかどうか。そして、さらにやはり特殊車両ですので、過去10年以内に消防ポンプ自動車の納入実績があるか、その辺を条件として定めて入札を行いました。

以上でございます。

○委員長（福田裕司君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） ありがとうございます。前回お聞きしたときに、条件つきの中で、10台以上の納入があるところということもおっしゃっていたようなのですが、今ちょっと数字的にはなかったのですが、どうでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 高崎総務部長。

○総務部長（高崎尚之君） 手元にそのときの入札の公告があるわけですが、それによりますと、本公告の日から過去10年以内において消防ポンプ自動車の新車納入実績があるものということで、特に台数の実績については問うておりません。

○委員長（福田裕司君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） 合資会社渡辺商店は、先ほどおっしゃった、メーカーのモリタのところの代理店になっていますけれども、こちらのメーカーさんは、この入札には入ってこないのでしょうか。代理店のほうが高いのかなと思うのですが、メーカーのほうが、直接買うから安いのかなと思うのですが。

○委員長（福田裕司君） 高崎総務部長。

○総務部長（高崎尚之君） 名前が出ました、モリタについても今回登録といたしますか、入札の対象の業者にはなっています。それで、札入れをしているわけですが、これは今、委員さんおっしゃったようにメーカーのほうがもっと安くできるのではないのというところですが、我々として言えることは、渡辺商店さんが企業努力の中で圧縮して札入れをしていただいたというふうなことで判断しております。

以上です。

○委員長（福田裕司君） よろしいですか。

○委員（入野登志子君） はい。

○委員長（福田裕司君） 永田委員。

○委員（永田武志君） お世話になります。昨年との比較の価格の差、これは関口委員が質問してい

ただいてわかったのですが、この更新時期ですね、従来の今までの大型車になるかと思うのですが、目安、キロ数は、消防ポンプ車の場合は走行時よりは停止しての作業が多いために参考には、一般車両とは比較してならないと思うのですが、一応目安として走行距離と何年ぐらいで更新しているのか、目安をお伺いいたします。

○委員長（福田裕司君） 小川消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（小川信幸君） 距離数にありましては決めてはおりません。年数に関しましては、一応18年ということで、更新計画をつくっております。

以上でございます。

○委員長（福田裕司君） 永田委員。

○委員（永田武志君） あと2年で20年です。18年ということで、この18にこだわる理由というのは何かあるのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 小川消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（小川信幸君） メーカーでは、基本的に15年という目安を持っているのですが、そこを3年間延ばしたという形しております。

以上でございます。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑はありませんか。

福富副委員長。

○副委員長（福富善明君） 機械のメーカーということで、モリタさんを今回使用したということなのですが、国内販売ではモリタさん以外に機械の販売というか、そういうつくっているメーカーというのは何社ぐらいあるのでしょうか、名前と数を教えてください。

○委員長（福田裕司君） 小川消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（小川信幸君） これは3.5トン未満の車両でよろしいでしょうか、それとも……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○消防総務課主幹（小川信幸君） 3.5トンですね。3.5トンの車両をつくっているのはモリタだけでございます。

○委員長（福田裕司君） 福富副委員長。

○副委員長（福富善明君） モリタさんだけだというと、特殊ということで、なかなか競争相手がいないので、ほかのメーカーも努力していただくよう、やっていただければと思うのですが、よくわかりました。

○委員長（福田裕司君） 要望でよろしいですか。

○副委員長（福富善明君） はい。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第65号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第5、議案第66号 財産の取得についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

鈴木警防課長。

○警防課長（鈴木宏之君） ただいまご上程をいただきました議案第66号 財産の取得につきましてご説明を申し上げます。

議案書は65ページ、議案説明書は77ページであります。初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の77ページをお開きください。

議案第66号 財産の取得についてであります。提案理由でございますが、栃木市消防署大平分署に配備中の高規格救急自動車1台が老朽化したため、高規格救急自動車1台を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書の65ページをお開きください。財産の取得についてでございますが、1、財産の表示につきましては、高規格救急自動車1台であります。

2、取得の方法につきましては、事前審査型条件つき一般競争入札であります。

3、取得予定価格につきましては、3,850万円であります。

4、取得相手につきましては、宇都宮市横田新町3番47号、栃木トヨタ自動車株式会社、代表取締役社長新井将能であります。

なお、本件の入札に参加した業者は2社で、落札率は91.06%であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

します。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

永田委員。

○委員（永田武志君） お世話になります。

地元大平でお世話になるわけですが、この特殊車両ですね、高規格救急自動車、この下取り価格というのは大体どのぐらいなのでしょう。

○委員長（福田裕司君） 鈴木警防課長。

○警防課長（鈴木宏之君） 下取り価格ということについては、特に下取り価格はございません。廃車という形でなっております。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 発展途上国への輸出とか、そういうのがあるのかなと思って質問したのですが、ちなみに今回は耐用年数、どのくらいで更新したのでしょうか、お伺いします。

○委員長（福田裕司君） 鈴木警防課長。

○警防課長（鈴木宏之君） 今回の大平救急自動車ですが、運用開始から約11年を経過、走行距離は約25万キロを超えております。

以上でございます。

○委員長（福田裕司君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 12年で25万キロ、これで下取り価格がゼロになってしまうということで、あくまでもゼロということは、今おっしゃられましたように廃車、使い道は全くないということでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 鈴木警防課長。

○警防課長（鈴木宏之君） 廃車した後の使い道ということですが、あくまでも緊急自動車として使うことに関してはゼロかと思われま。ただ、前回ですが、前回の西方分署の救急車を更新した際に、下都賀病院、メディカルセンター下都賀に無償譲渡という経緯があります。また、過去には、海外に輸出した経緯もございます。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） では、関連しまして、ただいま海外に輸出した例があるというふうにおっしゃったのは、栃木市でそういうふうなことを要望してというか、段取りをしてということでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 鈴木警防課長。

○警防課長（鈴木宏之君） 栃木市で要望というわけではなく、輸出先は、済みません。ちょっと忘れてしまいましたが、海外の協力団体より、栃木市に対して無償譲渡の申し入れがあり、譲渡を行った経緯がございます。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） もう一つの例は、先ほどメディカルのほうに行ったということで、苦勞してつくって、それがあつた程度の年数使つて、緊急用としては使えないけれども、全国的には相当な数出てくると思われますが、例えば他市の事例とか、あるいは消防関係の団体等で、こういった使い方とか、そういう議論があるのかないのか、まずお聞きします。

○委員長（福田裕司君） 鈴木警防課長。

○警防課長（鈴木宏之君） 基本、緊急自動車というものは、国からの通達で、廃車するということが前提でございます。以前でございますが、廃車した車両が右翼等の宣伝車、そういったものに使われていたという事例がございまして、消防本部の名前が入っていたり、赤色灯が入っていたり、そういう事例がございまして、国のほうからは、基本廃車するよつにという。また、一般に払い下げる、オークションなどで払い下げている事例もございまして、その際には、消防本部名を消して、それと赤色灯を外して、外観では救急車とわからないよつなものにしてオークションに流している事例がございまして。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 資源を大切にしていふ時代の流れからすれば、そんな議論もないとは、緊急用としては廃車ということですが、その後の利用、リユースというか、そういったことも頭の隅に置いていただければいいと思つて、要望して終わります。

○委員長（福田裕司君） 国で決めているので、難しいのではないかなと思つたのですが、要望です。

ほかにご意見ございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないよつですので、これをもつて質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第66号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするよつにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第6、議案第67号 和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

小川消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（小川信幸君） ただいまご上程いただきました議案第67号 和解及び損害賠償の額の決定についてご説明を申し上げます。

議案書は66ページ、議案説明書は78ページから79ページでございます。初めに、議案説明書によりご説明申し上げますので、恐れ入りますが、議案説明書の78ページをごらんください。

提案理由であります。交通事故に関して和解し、損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

恐れ入りますが、議案書の66ページをごらんください。和解及び損害賠償の額の決定についてであります。1、和解の相手につきましては、栃木市箱森町40番14号、栃木県警察栃木警察署長、池田正であります。

2、和解の条件につきましては、市から損害賠償金を相手に支払い、今後この事件に関して双方異議、請求を申し立てないものとするであります。

3、損害賠償の額につきましては、327万2,400円であります。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第67号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第67号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第7、議案第50号 令和元年度栃木市一般会計補正予算（第3号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

寺内財政課長。

○財政課長（寺内秀行君） ただいまご上程いただきました議案第50号 令和元年度栃木市一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

補正予算書3ページをごらんください。元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は平成31年度栃木市一般会計予算の名称を令和元年度栃木市一般会計予算とし、予算書における年度表記については、平成31年度を令和元年度と読みかえるものとし、平成32年度以降も同様とする。

令和元年度栃木市の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,717万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ658億8,281万2,000円とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

債務負担行為の補正は、第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正によるというものであります。

4ページ、5ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。4ページが歳入、5ページが歳出となっております。

なお、所管関係部分の内容につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

6ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正（追加）につきましては、所管外となりますので、説明は省略させていただきます。

ページが飛びまして、19ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表であります。19ページは歳入、次の20、21ページは歳出となっておりますが、ここでの説明は省略させていただきます、引き続き所管関係部分の歳入についてご説明いたします。

22ページ、23ページをお開きください。10款2項1目1節子ども・子育て支援臨時交付金は、補正額3億1,568万円の増額であります。説明欄の子ども・子育て支援臨時交付金につきましては、本年度の幼児教育の無償化に係る地方負担分を国が措置するために創設された交付金であります。

24ページ、25ページをお開きください。15款2項1目1節総務管理費補助金は、補正額493万9,000円の増額であります。説明欄の地方創生推進交付金につきましては、小江戸とちぎ・栃木市の新名物「とちぎ江戸料理」を活用した観光まちづくりと誘客促進プロジェクト及び栃木市観光魅力アップ事業の実施計画が内閣府で採択されたことに伴い、国庫補助金を増額補正するものであります。

26ページ、27ページをお開きください。19款2項1目1節財政調整基金繰入金は、補正額1億4,539万7,000円の減額であります。説明欄の財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整として基金からの繰り入れを減額補正するものであります。

28ページ、29ページをお開きください。21款5項4目2節雑入は、補正額1,798万9,000円の増額であります。説明欄の防災ラジオ販売収入等（危機管理課）につきましては、自主防災組織が行う地域の防災活動に必要な資機材等を整備する経費に対する一般財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成事業助成金を増額補正するものであります。

以上で歳入についての説明を終わりにいたします。

引き続き、所管関係部分の歳出についてご説明いたします。30ページ、31ページをお開きください。2款1項6目企画費は、補正額109万4,000円の増額であります。説明欄のスポーツ連携室一般経常事務費につきましては、本年4月の機構改革に伴い、スポーツ連携室が組織されたことにより必要となった消耗品、備品購入費であります。

次のプロスポーツ連携事業費につきましては、本市と関係のある各プロスポーツ団体と連携を図り、本市のPR、市民の一体感の醸成を図るための委託料、旅費、印刷製本費が主なものであります。

次に、10目情報システム管理費は、補正額105万6,000円の増額であります。説明欄のRPA整備事業費につきましては、ロボティック・プロセス・オートメーションの略でありまして、職員が行っている定型的なパソコン操作を自動化し、業務の効率化や定型業務の時間縮減を図る方法として注目されており、その有効性について実証実験を行う業務委託料であります。

次に、11目渡良瀬遊水地対策費は、補正額675万3,000円の増額であります。説明欄の藤岡遊水池会館管理費につきましては、藤岡遊水池会館の非常用放送設備に係る修繕料を増額補正するものであります。

次の渡良瀬遊水地PR事業費につきましては、一般社団法人日本気球連盟の気球耐空証明制度等の改正により、1つの気球に1つのバスケットでの登録が必須となったことから、現在市が所有する2機の熱気球に対応するためのバスケット購入費用が主なものであります。

次の地域おこし協力隊活動事業費（遊水地課）につきましては、渡良瀬遊水地の新たな魅力等の情報発信を図るため、渡良瀬遊水地周辺を活動拠点として地域おこしを行う協力隊員1名の活動費であります。

次の臨時職員共済費につきましては、地域おこし協力隊員の任用に伴う社会保険料であります。

次の12目歳の街費は、補正額392万1,000円の増額であります。説明欄のまちづくり法人設立準備事業費につきましては、現在整備中の伝建地区拠点施設の管理運営や伝建地区における地域活性化の核となるまちづくり法人の設立準備業務の委託料であります。

続きまして、ページが飛びますが、42、43ページをお開きください。9款1項1日常備消防費は、補正額319万5,000円の増額であります。説明欄の消防本部管理費につきましては、昨年度末に故障し、修理不能となった消防本部別館庁舎の空調3台の布設替え維持補修費を増額補正するものであります。

次に、5目災害対策費は、補正額200万円の増額であります。説明欄の防災事業費であります。自主防災組織である平川自治会自主防災会が、地域の防災活動に必要な資機材等を整備する経費に対するコミュニティ助成事業補助金であります。

続きまして、ページは飛びますが、50ページ、51ページをお開きください。2段目の10款4項4目文化財保護費は、補正額703万3,000円の増額であります。説明欄の伝建地区拠点施設整備事業費であります。現在整備中の伝建地区拠点施設内にガイダンスセンターを設ける予定であり、その施設内に伝建地区に関する紹介、案内等を行う展示品の設計業務委託料を増額補正するものであります。

以上をもちまして、令和元年度栃木市一般会計補正予算（第3号）に係る所管関係部分について説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

福富副委員長。

○副委員長（福富善明君） お世話になります。

31ページ、地域おこし協力隊なのですけれども、協力隊ができたということなのだけれども、協力隊の活動と内容について教えていただきたいと思っております。

○委員長（福田裕司君） 田中遊水地課長。

○遊水地課長（田中正和君） ご承認をいただいてから遊水地課の地域おこし協力隊になっていただく予定でございますが、渡良瀬遊水地が平成24年にラムサール条約に登録されてから7月で7年が経過しようとしております。渡良瀬遊水地に関する情報発信の強化が課題でございますが、情報発信に関して、すぐれたスキルをお持ちの地域おこし協力隊員を採用して情報発信を強化したいという考えでございます。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 福富副委員長。

○副委員長（福富善明君） ちょっと雑駁過ぎてわかりにくいのですけれども、もっと仕事内容を教えていただきたいと思います。

○委員長（福田裕司君） 田中遊水地課長。

○遊水地課長（田中正和君） 具体的には、これから採用を想定している方と協議をして、活動内容は詰めていきたいと思うのですけれども、情報発信ということですので、新しい情報資源の魅力を再発見するために地域おこし協力隊の方に活動していただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 福富副委員長。

○副委員長（福富善明君） 面接のときに詳細な面接をしていただいて、適材適所で活躍できるように私も応援したいと思うので、よろしく頑張ってください。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 関連してお尋ねをいたします。

今回の補正で上がってきたわけですが、地域おこし協力隊員を募集するのが年度当初からあって、それが募集に応じた、それができたのが、この時期に至ったということでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 田中遊水地課長。

○遊水地課長（田中正和君） 以前から渡良瀬遊水地の情報発信には課題を抱えておりまして、このたび候補となる方から、すばらしいスキルを持った方から申し入れがございまして、それで今の時期になったということでございます。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 地域おこし協力隊については、例えば総合政策とか、蔵の街等にもいて、恐らく3人目かと思いますが、ほかの協力隊員のところを見ていると、何かしっかりとした仕事を与えられて、新しい職場に来て、その中でいきなりやっていくという、積み重ねも何もないので、働きやすい職場ということで、周りの人たちがフォローしてあげることがいいのではないかというふうに思うのですが、その辺の連携みたいなことも必要ではないかと思うのですが、その辺はなされていきますか。

○委員長（福田裕司君） 田中遊水地課長。

○遊水地課長（田中正和君） これから連携といいますが、まだご承認いただいておりますので、ご承認いただいた後には、細かく打ち合わせをして、勤務中は遊水地課になりますので、またこの候補となる方は遊水地に関する書物等々も発行というのでしょうか、出しておりますので、地元にも精通しておりますし、渡良瀬遊水地にはかなり興味のある方と考えておりますので、そのようなことで進めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 連携といった意味は、政策の連携という意味ではなくて、働きやすい職場を、新人をどう扱うかということで、その辺の働きやすい職場ということに意を砕いてやっていただければと思います。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 要望でよろしいですか。

○委員（針谷正夫君） 要望です。

○委員長（福田裕司君） ほかに意見はございませんか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 31ページなのですけれども、中段のRPA整備事業、ちょっと早かったの、よく聞き取れなかったのですけれども、まず詳細を。期間というのは、1年間かけてやるのか。そして、その効果はどういうことを期待してやるのかなということを知りたいのですが、お願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 須見情報システム課長。

○情報システム課長（須見 誠君） RPA、ロボティック・プロセス・オートメーションのことにつきましては、職員のほうが一般的に行っているペーパーの仕事、エクセルに入っているデータを何回も繰り返して作表したり、帳票をつくったりする、そういったものを繰り返し行うことを機械化して自動化しようという事業になります。これは実証実験ということで、今年度実施するものでありまして、大体10月までには実証実験を終えまして、その成果を確認した上で、今後来年度の予算化に努めたいと思っております。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 改めて、そういうことはもうやっていたのではないのかなというふうに思うのですけれども、それはなかったわけですか。

○委員長（福田裕司君） 須見情報システム課長。

○情報システム課長（須見 誠君） 今まではシステム自体に教えるというか、そういったことは業

務自体をしやすいようにオペレーションのほうで開発とかということはやっていましたが、今回のものにつきましては、いろいろなシステム、またがっての作業が可能ということで、今後期待されているものでございます。

○委員長（福田裕司君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） かなり複雑だと思うのですね、役所の仕事というのは。いろいろな課とも連携しなくてはならない。要は変な話、この壁があってはいけないとかというのが、今まであったと思うのですよ、いろいろな面で。それを超えて、そういうものができやすくなるという理解でよろしいのですか。

○委員長（福田裕司君） 須見情報システム課長。

○情報システム課長（須見 誠君） この事業につきましては、各課でやっている事業を、より簡単に自動化するというものでありますので、情報システム課とその担当課と協力しながらロボット化を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） そうすると、近い将来、それがある程度できてくると、申しわけないのですが、人件費の削減に当然つながるという理解でよろしいですか。

○委員長（福田裕司君） 須見情報システム課長。

○情報システム課長（須見 誠君） RPAを導入することによりまして、時間的なものが削減されますので、まず日常的におきましては、今までできなかった窓口での対応とか、現場での対応、こういったものがサービスの向上につながる。またあと、時間外でやっていたものにつきましては、その削減にはつながるのかなとは考えております。

○委員長（福田裕司君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） 歳入のほうなのですけれども、29ページのところで、説明は何いましてけれども、書き方として防災ラジオ販売収入等と書いてあるのですけれども、説明は、これではなかったのですけれども、説明されたことを、ここには書けないのでしょうか。これを見た限りだと、防災ラジオを買ってもらえるのかなというふうにちょっと見ていたものですから、確認させていただきます。

○委員長（福田裕司君） 寺内財政課長。

○財政課長（寺内秀行君） おっしゃるとおり、補正予算ですと、こういうふうに当初予算の名称に等をつけて出しているのですけれども、理由としますと、1課に1つの雑入の項目を設けていまして、おっしゃるように細かく、これは例えば何とか助成金とかというふうにつくってしまうと、雑入の項目数がすごく多くなってしまいますので、1課に1個、雑入の項目にしましょうというふうに財政のほうで約束決めをしまっているものですから、このように補正予算ですと、当初予算の後

の名称に等をつけて、200万円の補正増というふうにしているものですから、申しわけございません。名称と今回の補正内容を合わせるとするのは、項目数が増えるという理由から難しいということでございます。済みません。

以上です。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑はありませんか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 同じく31ページで一番下の蔵の街の法人設立準備事業費392万1,000円、まちづくりね。この法人設立準備ということで、法人化を狙っているのだろうと思うのですが、私、情報がちょっと少ないもので、詳しく教えてもらいたいと思います。

○委員長（福田裕司君） 中田蔵の街課長。

○蔵の街課長（中田芳明君） まちづくり法人設立準備につきまして、まず委員ご案内のとおり嘉右衛門町の伝建地区内に拠点施設をつくっております。そして、オリンピックを目途に、そこにおきましてガイダンスセンターでありますとか、観光案内所でありますとか、ちょっとした喫茶をつくらうということを考えておりますが、それを運営するに当たって、市が丸抱えで運営するのも、こういう時代ですから、なかなか資金的な面もありますし、また柔軟なアイデア等がなかなか出ないというようなこともありまして、他市の事例等を勘案しまして、まちづくり法人をつくり、そちらにまずはその管理運営をお願いして、まだそのほかに蔵の街の伝建地区におきましては、空き家等の問題がございますので、それを活用するというような地域活性化の核というのも、そちらに担っていただくということを考えておりまして、法人化を考えているところであります。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） ありがとうございます。今ちょっと聞こうかなと思ったのは、ガイダンスセンターの件もちょっと聞こうかなと思ったのですが、今一緒に言葉が出たものですから、お伺いしますけれども、例えば嘉右衛門町の事業、ほかにみぞ蔵の関係も今やっていますよね。そういう一つの観光に向けてのものだというような理解はしたのですが、例えばメンバー、法人設立、今までどおりの商工会だの云々というのではなくて、もうちょっと風通しのいいようなメンバーが入らないと、多分栃木市はだめだというふうに私は思っておりますので、そういう面で、今準備をしているのであれば、ある程度流れはできているのだと思いますが、細かいところをちょっと聞きたいのですが、その設立準備の委員というか、組織づくりというか、ちょっとわかれば教えてください。

○委員長（福田裕司君） 中田蔵の街課長。

○蔵の街課長（中田芳明君） まちづくり法人の詳細な内容のお尋ねだと思うのですが、まず正直申し上げまして、どのような法人の形態がいいかというところから、準備ということですので、入っ

ていただくというようなことが、まず第1段階としてございます。そして、そういったような形態が決まりまして、初めてどのようなメンバーでありますとか、委員であるとかというようなふうに検討していただきたいというふうに考えているところではございますが、議員ご案内のとおり、確かに市役所がやろうといっても、そんないいアイデアは出ないのではないかとというのは、自戒を込めて申し上げているところなのですけれども、保存活用計画にもございますように、まずは官民連携、これを基本といたしまして、地元で活躍している事業者の皆さん、特に若い方、嘉右衛門町は皆さんご案内のとおり若い方がお店を出しているというのが、これは顕著な例でございますので、そういったような若い活力を活用したいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 何かちょっと少し共通するところが出てきたのかなというふうに思うのですが、確かに今までの考えではなくて、やはり今言ったように若い人たちのちゃんとした知恵や意見を吸い上げることができるようなまちづくりの法人を要望したいというふうに思いますので、よろしく願います。

○委員長（福田裕司君） 要望でよろしいですね。

○委員（天谷浩明君） はい。

○委員長（福田裕司君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第50号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第50号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（福田裕司君） 以上で常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告書の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これもちまして総務常任委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでございました。

(午前11時12分)